豊能町地域公共交通運転士家賃支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊能町地域公共交通運転士就職支援補助金交付要綱(以下「就職支援交付要綱」という。)に規定する町内公共交通の運転士不足の改善及び運転士の就労の継続を図るため、新たに公共交通事業者の運転士として就業した者に対し予算の範囲内で豊能町地域公共交通運転士家賃支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、豊能町補助金交付規則(昭和50年規則第2号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 公共交通事業者 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定するに規定する一般乗合旅客自動車運送事業(以下「バス事業」という。)の許可を受ける事業者又は同号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業(以下「タクシー事業」という。)の許可を受ける事業者をいい、一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定)の許可のみを受ける事業者は除く。
 - (2) 車両 バス事業に用いられる乗車定員11人以上の車両又はタクシー事業に用いられる乗車 定員11人未満の車両をいう。
 - (3) 正規雇用 次の要件をすべて満たす雇用形態をいう。
 - ア 公共交通事業者が直接雇用し、無期雇用契約又は1年以上の有期雇用契約に基づき雇用されていること。
 - イ 1週間の所定労働時間が、20時間以上であること。
 - ウ 雇用保険に加入していること。
 - (4) 運転士 公共交通事業者が所有する車両をバス事業又はタクシー事業における顧客の輸送 のために運転する者で、公共交通事業者が正規雇用する者をいう。
 - (5) 賃貸住宅 申請者が自己の居住の用に供するために、申請者本人名義で住宅の所有者との間で賃貸借契約を締結した豊能町内の住宅であり、当該家賃の支払いについて自己負担のあるものをいう。ただし、公的賃貸住宅、社宅、事業者が用意する寮、申請者の配偶者又は3親等以内の親族が所有する住宅を除く。

- (6) 家賃 賃貸住宅の賃貸借契約に定められた賃料の月額をいう。ただし、共益費、管理費、敷金、礼金、更新料、駐車場使用料その他の居住以外の費用は除く。
- (7) 住宅手当 賃貸住宅に関する全ての手当等の月額をいう。

(対象者)

- 第3条 この事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本町の住民基本台帳に記載されている者。
 - (2) 公共交通事業者に運転士として就業し、就職支援交付要綱第6条に規定する交付決定を受けた者。
 - (3) 初年度の交付申請日から3年以上、就業先に継続して勤務する意思を有する者。
 - (4) 町税を滞納していない者。
 - (5) 豊能町暴力団排除条例(平成25年条例第25号)第2条に規定する暴力団の構成員又は暴力団に協力し、若しくは関与する等これに関わりを持つ者ではないこと。
 - (6) 豊能町地域公共交通運転士生活支援補助金の交付を受けていない者。
 - (7) その他町長が交付対象者として不適当と認めた者でないこと。

(補助金の額及び交付期間)

- 第4条 補助金の額は、家賃から住宅手当を控除した額の2分の1(千円未満の端数があるときは、 これを切り捨てた額)とし、月額で3万円を上限とする。
- 2 対象となる賃貸住宅は1月につき、1戸のみとする。
- 3 補助金の交付期間は、公共交通事業者に就業した月から起算して36月間とする。 (交付の申請)
- 第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、豊能町地域公共交通運転 士家賃支援補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しな ければならない。
 - (1) 豊能町地域公共交通運転士家賃支援補助金要件確認書兼在職証明書(様式第2号)
 - (2) 豊能町地域公共交通運転士家賃支援補助金に関する誓約書兼同意書(様式第3号)
 - (3) 申請者名義で契約している賃貸借契約書の写し
 - (4) その他町長が必要と認める書類
- 2 初年度の交付申請の期限は、豊能町地域公共交通運転士就職支援補助金の交付決定を受けてか

ら30日以内とする。

- 3 次年度以降の交付申請は、当該年度の6月30日までに町長へ提出しなければならない。 (交付の決定)
- 第6条 町長は、交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、豊能町地域公共交通運転士家賃支援補助金交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。
- 2 町長は、前項の審査の結果、不適当と認めるときは、補助金の不交付を決定したときは、豊能町 地域公共交通運転士家賃支援補助金不交付決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知する ものとする。

(申請内容の変更)

- 第7条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は申請書の内容に変更が生じた場合は、速やかに豊能町地域公共交通運転士家賃支援補助金変更交付申請書(様式第6号)に必要書類を添えて町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項の申請書の内容を審査し、適当と認めたときは豊能町地域公共交通運転士家賃支援補助金変更交付決定通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告及び額の確定)

- 第8条 交付決定者は、4月1日から9月30日までを前期、10月1日から翌年3月31日までを後期として、各期の期間満了後、30日以内に豊能町地域公共交通運転士家賃支援補助金実績報告書兼請求書(様式第8号)に家賃の支払い証拠書類、口座情報がわかる書類の写しを添付して町長に提出するものとする。
- 2 町長は、前項の規定により実績報告の提出を受けたときは、これを審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、豊能町地域公共交通運転士家賃支援補助金確定通知書(様式第9号)により、交付決定者に通知し、速やかに補助金を交付するものとする。

(返還請求)

- 第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、豊能町地域公共交 通運転士家賃支援補助金交付取消通知書(様式第10号)により、補助金の交付を取り消すことが できる。
 - (1) 虚偽の申請その他の不正な手段により補助金の交付を受けた場合

- (2) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める場合
- 2 町長は、前項の規定により取消しを受けた対象者に対し、豊能町地域公共交通運転士家賃支援 補助金返還請求書(様式第11号)により、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じるこ とができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年10月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。